

山口県報

平成21年
3月17日
(火曜日)

目 次

規則

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (人事課).....
- 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (人事課).....
- 知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 (学事文書課).....
- 知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則 (市町課).....
- 山口県産業技術センター規則を廃止する規則 (新産業振興課).....
- 下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (流通企画室).....
- 農業取締法施行細則の一部を改正する規則 (農業振興課).....
- 訓令
- 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令 (給与厚生課).....

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十一年山口県条例第八号) 附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年三月二十六日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十一年山口県条例第九号) 附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年三月二十六日とする。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則 (平成十四年山口県規則第二十五号) の一部を次のように改正する。

別表薬種商販売業認定試験の成績の項及び薬種商販売業承継者試験の成績の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則をここに公布する。
平成二十一年三月十七日

山口県規則第九号

知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）第四条の規定による本人確認情報の送信は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）に規定する技術的基準の例により行つものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県産業技術センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十号

山口県産業技術センター規則を廃止する規則

山口県産業技術センター規則（平成十一年山口県規則第十七号）は、廃止する。
附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十一号

下関漁港地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

下関漁港地方卸売市場条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 委託手数料に関する事項

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

農業取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十二号

農業取締法施行細則の一部を改正する規則

農業取締法施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イを次のように改める。

イ 販売者が県の区域外に住所を有する個人である場合には、当該個人の住民票の

写し

第二条第一項第一号中八を二とし、口を八とし、イの次に次のように加える。

口 販売者が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明

書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第一号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項の表山口県産業技術センターの項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月十七日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）